

ゴルフ协会会员権の

ゆくえ

●4●

西村 國彦(弁護士)

前にも触れたとおり、平成3年以降ゴルフ协会会员権相場は下落の一途をたどってきた。しかしゴルフ業界というところは、苦しいときこそ多様なアイデアを生み出す不思議なところだ。思く言えば会員権商法でしようか。つまり印刷機で会員権を刷るだけで無利息の預託金を集められる気象な商売、というのがゴルフ界に張られたレットレドした。

平成3年の茨城CC事件のあと、議員立法で、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律という会員募集の適正化を図る法律ができました。しかし、いまだにゴルフ場の会員数ですら明確になっ

ていないのが現状です。適正化法をつくる時、オープンしているゴルフ場の会員数を公表せよとしたことがあったようです。しかし会員権相場への悪影響を考慮してか、実現しませんでした。

ちなみに最近明らかになったことですが、グローバルスタンダードとして日本企業の手本とされたアメリカ急成長企業の情報開示のためには、

びっくりします。このことは商法や証券取引法等の規制のある株式会社、ゴルフ协会会员権と同様の問題があることを示しているのではないのでしょうか。むしろ株式のような有

価証券の方が法律に基づいていて、極めて積極的な詐欺的表示がまかり通る分、大衆の判断を誤らせる傾向が強いのではないかと、も思います。ゴルフ协会会员権の値決めというのは、とかなもです。今こそホームページ等でコースをアピールするゴルフ場が増えてきましたが、会員権相場は会員権業者と一部のアナリストがなんとなく材料を並べて形成しているような印象

憶に残っておられるでしょう。これまで18ホールのゴルフ場の正会員数は1ホール100名、18ホールで18000名が基準とされてきたようです。ところが近隣の二つのゴルフ場をセットにして、1800の2倍のみならず、その倍くらいの募集を実現したの

はこのやり方でした。もちろん価格設定がリーズナブルであったことによるのでしょう。この成功をみますと既成

の常識というのは常に破られるためにあるような気がします。

最近では、会員権相場が底を打ったという見方もあります。株主制の名門コースなどは、ベイオP対策もあって今年中には相場が急上昇したようです。でも米国景気の先行き不安でまた会員権相場の今

後は予断を許しません。その中で相場は下落に脅かされる預託金制ゴルフ場は人気がなくなるのは当然です。しかも民事再生法でも、当初は額面再生が多かったのですが、最近額は額の90%以上カットが主流になってきました。

そこで配気りの利く一部のゴルフ場は、入金金だけで預託金なしの無額面プレー権を売り出しました。なるほどこ

の会員権は額面がないので、額面割れの不安がなくなるわけですから。そしてそのコース

の相場が急上昇したようになっています。預託金問題という不安要因のないゴルフ場会員権として評価がつくようになると、大変面白い会員権になるはず

その意味で従来の預託金制ゴルフ場の預託金問題の抜本的解決は必要になってきました。

ところで抜本的解決策といいますが、すぐ株主会員制のことが言われます。例えばリゾートトラスト系の株主会員制への転換は順調に進んでいるようですが、ここでの株主

会員制は古典的なそれではありませんが、あくまでも一部上場企業がリーダーシップを取ることによって成立する株主会員制であります。

この激動の時代に、例えはグリーンの芝を張り替えるだけなのに株主総会を何回も開くような、牧歌的な株主会員制は合わないといふべきでしょう。以前に一言触れまして、永久債というのも、会員権相場に左右されない会員権で、しかもゴルフ場運営のリーダーシップを握りうるものとして、私が提案しているものです。

プレー协会会员権の流行